

上野原市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画【概要版】

◆ 計画策定の趣旨

我が国では、平成12年に「循環型社会形成推進基本法」が制定され、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会構造から脱却し、廃棄物の発生抑制や資源の有効利用を通じて環境負荷を低減する「循環型社会」の形成を目指すことが明確にされました。その後も、「廃棄物処理法」の改正や「容器包装リサイクル法」をはじめとする各種リサイクル関連法の制定により制度の整備が進められ、近年では「食品ロス削減推進法」（令和元年施行）や「プラスチック資源循環法」（令和4年施行）が新たに施行され、法制度はさらに強化されています。

山梨県においても、令和3年3月に「第4次山梨県廃棄物総合計画」が策定されました。2040年までに県が目指すべき姿である「県民一人ひとりが豊かさを実感できるやまなし」の実現を図ることを目的とし、廃棄物の発生抑制や循環的利用、適正処理を総合的かつ計画的に推進する方針が示されています。

本市では、平成28年3月に「上野原市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（計画期間：平成28年度～令和7年度）（以下「前計画」という。）を策定し、市民・事業者・行政の協働によるごみの減量と資源化を推進してきました。また、令和3年3月には中間見直しを行い、取組の点検と改善を図ってきました。

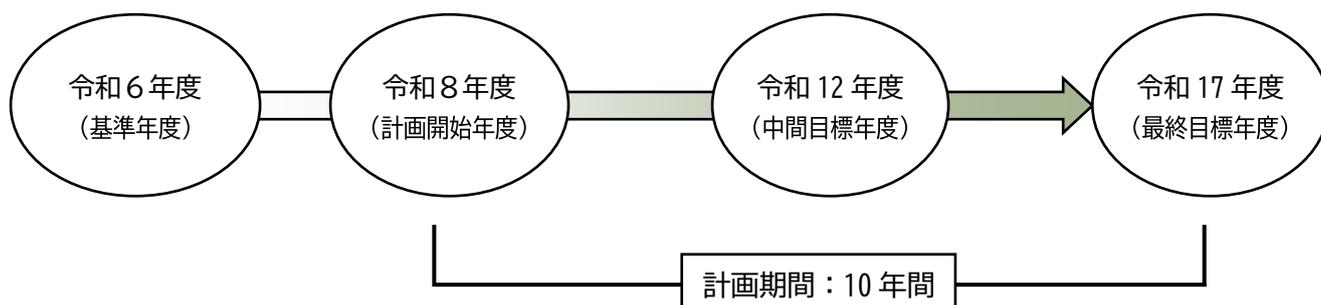
しかし、近年の社会情勢や制度の変化により、新たな課題が顕在化しています。例えば、ごみ排出量は減少傾向にあるものの、依然として県平均を上回る水準にあり、発生抑制を一層推進する必要があります。また、プラスチック資源循環法の施行を受け、容器包装だけでなく製品プラスチックを含めた資源化体制の構築が急務となっています。

加えて、指定袋制度導入と新施設稼働にあわせた有料化への移行の検討、老朽化が進む現行施設の維持管理、広域処理に伴う効率的な運搬体制や分別区分の見直しなど、多岐にわたる対応が求められています。

こうした背景を踏まえ、本市では、これまでの取組の成果と課題を検証しつつ、循環型社会の形成に向けた将来像を明確にし、持続可能なごみ処理体制を構築するため、新たに「上野原市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

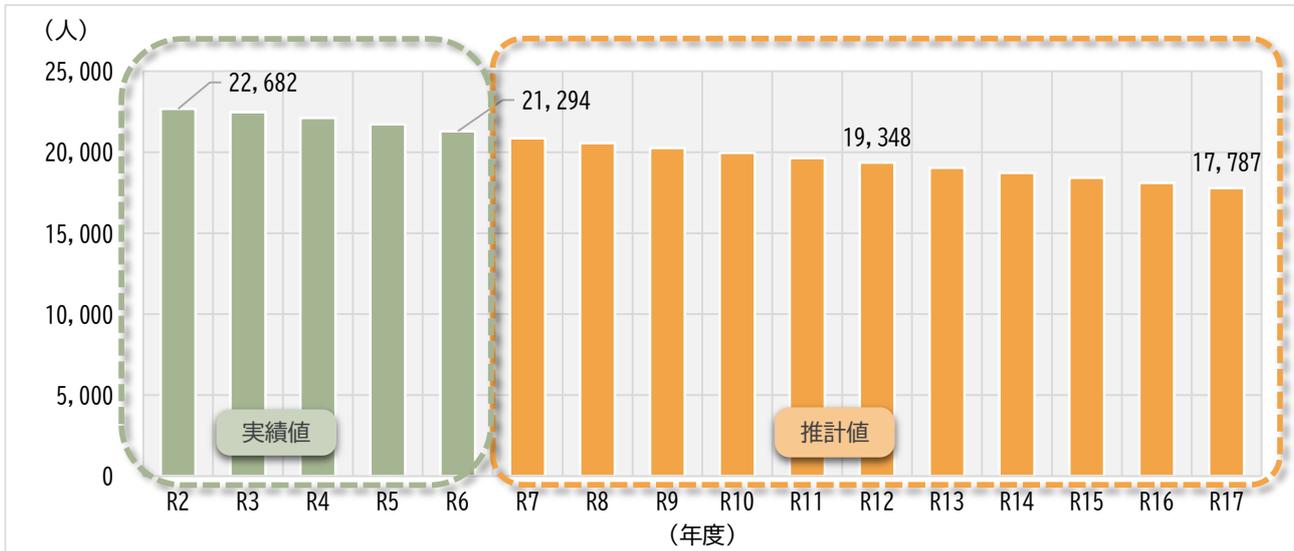
◆ 計画期間及び目標年度

本計画の計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。計画策定から5年後の令和12年度に見直しを行うほか、計画の前提条件に大きな変動が生じた場合にも見直しを行うものとします。



◆ 人口

本市の人口は減少傾向にあり、令和6年10月1日現在、21,294人となっています。本計画の目標年度である令和17年度には、人口が17,787人となる見込みです。



注) 各年度10月1日現在。

出典: 「上野原市みらい戦略 2025-2030 上野原市デジタル田園都市構想総合戦略」(令和7年3月)

◆ ごみ排出量

令和2年度から令和6年度にかけて、市全体の総排出量は減少傾向にあり、令和6年度は令和2年度より951t少ない8,436tとなっています。排出源別にみると、家庭系ごみ、事業系ごみのいずれも減少しています。この背景には人口減少に加え、令和5年度以降は、物価高により消費活動が抑制されたことが影響している可能性があります。

1人1日当たり排出量は、これまで1,100g/人・日程度で推移していましたが、令和6年度には、1,100g/人・日を下回り、1,085.4g/人・日となっています。

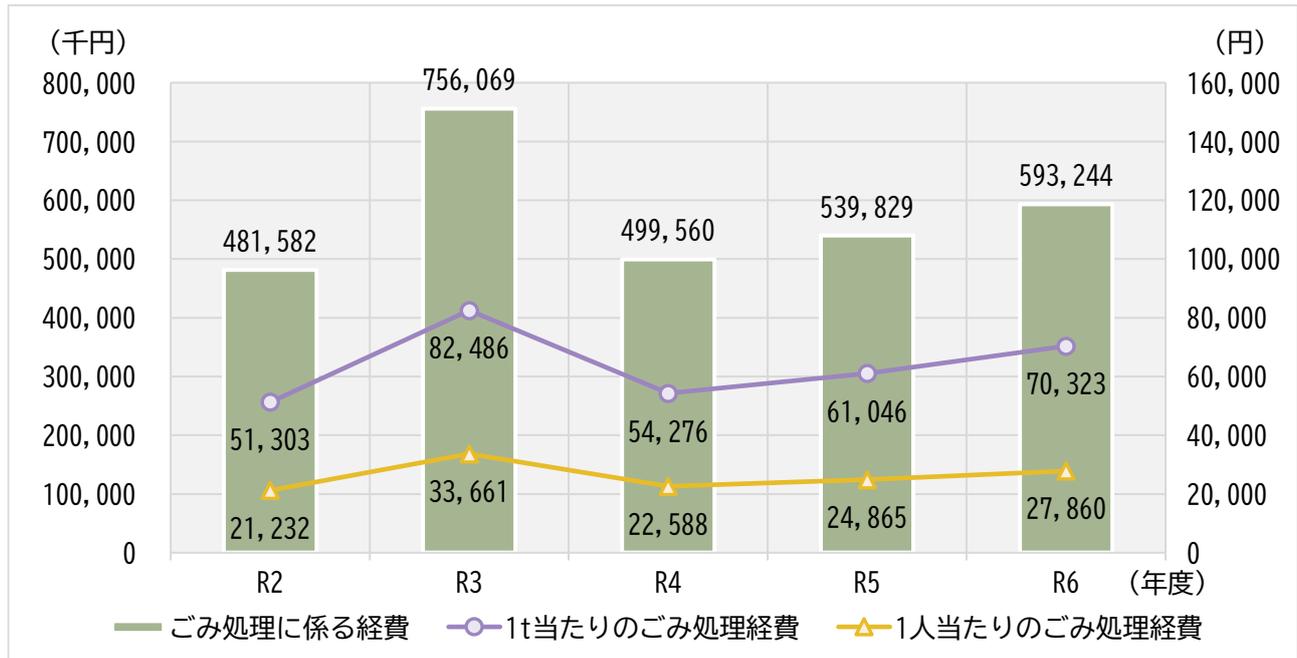


◆ ごみ処理に係る経費

令和3年度のごみ処理経費が高くなっていますが、これは令和3年2月に発生した上野原市クリーンセンターで火災が発生し、同年3月～9月までの間、外部委託によりごみ処理を行ったため、処理費用が増加したことによるものです。

ごみ処理経費は年々増加傾向にあり、令和6年度は約5億9千万円となっています。

令和6年度1tあたりのごみ処理経費は70,323円/t、1人あたりのごみ処理経費は27,860円/人となっています。



◆ 全国及び山梨県との比較

山梨県は1人1日当たり排出量が全国平均より多く、上野原市はその中でもさらにごみが多くなっています。

令和5年度現在、1人1日当たり排出量は全国平均が851g、山梨県平均が926gとなっていますが、上野原市は1,113gであり、全国平均より262g、山梨県平均より187gが多い状況にあります。

一方、リサイクル率については、全国平均が19.5%、山梨県平均が15.6%、上野原市が23.5%で、全国平均より4.0ポイント、山梨県平均より7.9ポイント高い水準にあります。

項目	単位	全国平均 ^{出典}	山梨県平均 ^{出典}	上野原市
1人1日当たり排出量	g/人・日	851	926	1,113
生活系（集団回収を含む）	g/人・日	592	657	774
事業系	g/人・日	259	269	339
リサイクル率	%	19.5	15.6	23.5

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）

◆ 課題の抽出

ごみ排出抑制

ごみ排出量については、これまで減少傾向が続き、令和7年度の総排出量の数値目標については達成しています。しかし、1人1日当たりのごみ排出量は依然として県平均を大きく上回っている状況です。

引き続き、ごみの発生抑制を強力に推進していく必要があります。

水切りの励行、食品ロスの削減

本市の燃やすごみに含まれる水分量は50.7%～58.7%で推移し、県平均の45.6%※を大きく上回る水準です。水分の多くは家庭から排出される生ごみに由来します。水切りの徹底を呼びかけるとともに、食品ロス削減の取組をさらに強化し、ごみ質の改善と排出量削減を両立させることが求められます。

※県内焼却施設（8施設）の平均値（令和5年度の加重平均）

指定袋制度と処理手数料の有料化の導入

処理手数料の有料化は、家庭ごみの削減や費用負担の公平化、市民意識の向上に有効とされ、本市では令和3年6月に策定した「上野原市ごみ減量化計画」に基づき、処理手数料の設定や徴収方法、収益の使途、有料化導入のスケジュール等について検討を進めてきました。

現在は、家庭系粗大ごみの直接搬入分について、処理手数料の見直しを進めています。今後は、令和8年4月の指定袋導入※と令和14年度の新施設稼働にあわせた本格的な有料化※への移行に向け、料金設定や制度周知の方法を検討し、不法投棄や持ち込み増加への対応策を明確化するとともに、市民生活への影響や負担感を最小限にとどめ、理解と協力を得ながら円滑に導入することが課題です。

※令和9年度に導入予定の指定袋制度では、袋の価格にごみ処理手数料は含めず、製造・流通に係る費用のみを反映する予定としています。令和14年度以降は、こ

れに処理手数料を上乗せした有料化制度へ、段階的に移行することを想定しています。

剪定枝等の資源化

市内で発生する剪定枝・葉（以下「剪定枝等」といいます。）については、現在、「燃えるごみ」として焼却処理しています。剪定枝等は重量があり、可燃ごみの中でも一定の割合を占めていることから、焼却量や処理負担の増加につながっています。

一方で、剪定枝等は破砕・堆肥化等により、堆肥や敷料、燃料チップなどとして再利用が可能な資源であり、資源化を進めることで循環利用の促進や焼却量の削減が期待できます。

今後は、剪定枝等の排出実態や処理コスト、市民の利便性等を踏まえながら、資源化に向けた具体的な手法や回収・処理体制について検討を進める必要があります。

プラスチックの資源化

「プラスチック資源循環法」の施行により、容器包装に加え製品プラスチックの資源化も求められています。本市では容器包装プラスチックを含めて可燃ごみとして焼却していましたが、令和8年4月から容器包装プラスチックの拠点回収を開始する予定です。その後、拠点回収の実績を踏まえつつ、早ければ令和9年度からは集積所での分別収集を開始することを検討しています。製品プラスチックの収集開始時期は現時点で確定していないものの、新施設の稼働が始まる令和14年度までには実施する方針です。今後は制度設計や実施体制の整備を進めるとともに、国の制度趣旨に沿った資源循環の推進が必要です。特に「富士・東部広域環境事務組合」が整備する新施設では「循環型社会形成推進交付金」の活用が想定されており、その要件としてプラスチック資源化が位置づけられています。このため、地域計画の目標年度までにプラスチ

ック資源の分別収集と処理体制を確実に構築し、円滑な資源化を実現することが課題です。

ごみ収集頻度の検討

燃えるごみの収集頻度は現在、地域によって週2回と週3回に分かれています。令和8年4月より市全体で週2回に統一するとともに、効率的かつ市民ニーズに即した収集体制のあり方を検討する必要があります。

効果的な啓発方法の検討

ごみの減量化を進めるうえでは、市民一人ひとりの協力が欠かせません。ライフスタイルを見直し、環境に配慮した行動を主体的に実践してもらうためには、ごみ処理に対する理解や関心を深めることが重要です。

そのため、広報誌や公式LINEなどを活用した効果的な情報発信に加え、学校や地域を対象とした環境教育の充実を図る必要があります。

また、分別精度の向上を目的とした具体的な啓発手法の検討や、世代を超えて参加できる学習機会の創出など、市民が継続的に関心を持つ仕組みづくりが求められます。

処理施設の老朽化への対応

上野原市クリーンセンターは平成9年に竣工してから25年以上が経過し、老朽化が進行しています。焼却施設、リサイクルプラザ、不燃物処理施設を備え、市のごみ処理を担ってきましたが、今後は「富士・東部広域環境事務組合」が整備する新施設に処理を移行する予定です。新施設は西桂町小沼に建設され、令和14年度の稼働を目指しています。それまでの間、安全かつ安定的な処理を維持するため、既存施設の維持管理を計画的に行うことが必要です。

広域化を見据えた分別区分の検討

山梨県の「ごみ処理広域化計画」では、Bブロックにある4つの焼却施設を1施設に統合する方針が示されています。上野原市もこの枠組みの中で処理を行うこととなりますが、新施設までの距離が長く運搬効率の低下が懸念されるため、中継施設の設置を含めて効率的な運搬体制を検討する必要があります。あわせて、広域化に伴って分別区分の見直しが不可欠となり、特にプラスチックの資源化を含めた新たな分別方法を、市民の分別負担とリサイクル効果の両立を図ることが課題です。

富士北麓・東部地域における広域化の状況

山梨県では、一般廃棄物処理を広域的・効率的に進めるため、平成30年3月に「山梨県ごみ処理広域化計画」を策定し、県内を3ブロックに区分、各ブロック1施設への集約を基本方針としています。

本市を含むBブロック（富士北麓・東部地域）では現在、富士吉田市、大月都留広域事務組合、上野原市、山中湖村の4施設で焼却処理を行い、リサイクル施設は各施設に併設されています。加えて、富士河口湖町ではリサイクル施設および粗大ごみ処理施設を運営しています。しかし、各施設とも老朽化が進み、延命化を図っている施設もあるものの、概ね10年以内に新たな施設整備が必要と見込まれています。

このため構成市町村は広域化に向けた協議を重ね、令和2年10月に西桂町内での新焼却施設整備に合意しました。令和4年2月には4市2町6村による「富士・東部広域環境事務組合」を設立し、同組合が整備する西桂町小沼の新施設（令和14年度稼働予定）へ処理を集約する計画です。

◆ 計画の基本方針

基本理念

本計画では、上野原の豊かな自然と調和した暮らしを守り、次世代へ引き継いでいくことを基本に、人と自然が響き合うまちづくりを進め、資源を大切にす循環型社会の実現を目指します。

【基本理念】

人と自然が響き合い、資源を大切に未来へつなぐまち

基本目標

基本理念及び数値目標の実現に向け、具体的な行動指針となる基本目標 1～3 を以下のとおり定めます。

基本目標 1 ごみの発生抑制と資源循環の推進

上野原市では、総排出量は減少傾向にあるものの、依然として1人1日当たり排出量は県平均を上回っています。ごみを出さないライフスタイルへの転換を促すため、使い捨ての抑制や詰替製品・マイバッグの利用促進、食品ロス削減、生ごみの水切り徹底など、日常生活に根ざした取組を強化します。さらに、指定袋制度や処理手数料の有料化を段階的に導入し、市民の意識向上と排出抑制を図ります。また、プラスチック資源の分別・資源化を進め、令和14年度の新施設稼働を見据えた持続可能な資源循環体制を構築します。

基本目標 2 環境教育と協働による意識啓発の推進

ごみの減量や資源化の実現には、市民一人ひとりの理解と行動が不可欠です。広報誌や公式LINEなどの媒体を活用した情報発信に加え、学校教育・地域活動を通じた環境教育を充実させ、次世代へとつながる意識啓発を推進します。また、分別精度の向上に向けた具体的な啓発手法の検討や、世代を超えて学び・参加できる機会を創出し、市民・事業者・行政が協働して取り組む体制を整えます。こうした継続的な学びと実践を通じて、循環型社会を支える人づくりを進めます。

基本目標 3 安定的で効率的なごみ処理体制の確立

ごみ処理施設の老朽化が進むなか、安全かつ安定的な処理を継続するため、既存施設の計画的な維持管理を行います。同時に、「富士・東部広域環境事務組合」が整備する新施設への円滑な移行を見据え、広域的な処理体制の確立と効率的な運搬方法を検討します。新施設でのプラスチック資源化や分別区分の見直しを進め、市民負担とリサイクル効果の両立を図ります。あわせて、災害時の廃棄物処理や不法投棄の防止にも配慮し、地域全体で安定したごみ処理体制を確立します。

◆ 設定する指標と数値目標

本計画では、ごみの発生から処理・最終処分に至るまでの状況を総合的に把握するため、7つの指標を設定し、以下に示す数値目標の達成を目指します。

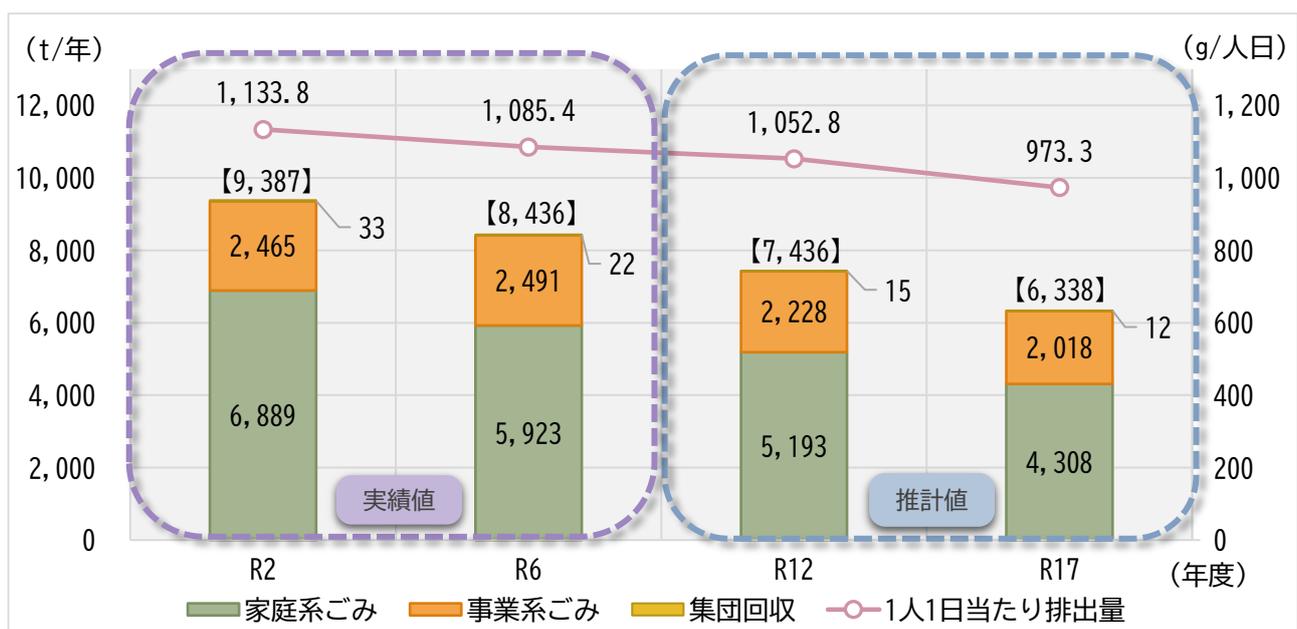
項目	令和6年度 (基準年度)	令和12年度 (中間目標年度)	令和17年度 (最終目標年度)
①総排出量	8,436t/年	7,436t/年 【▲11.9%】	6,338t/年 【▲24.9%】
②1人1日当たり排出量	1,085.4g/人・日	1,052.8g/人・日 【▲3.0%】	973.3g/人・日 【▲10.3%】
③1人1日当たりごみ焼却量	792.3g/人・日	602.8g/人・日 【▲23.9%】	502.6g/人・日 【▲36.6%】
④1人1日当たり家庭系ごみ排出量 (資源を除く)	675.3g/人・日	645.8g/人・日 【▲4.4%】	575.4g/人・日 【▲14.8%】
⑤事業系ごみ排出量	2,491t/年	2,228t/年 【▲10.6%】	2,018t/年 【▲19.0%】
⑥リサイクル率	23.1%	38.9% 【15.8ポイント】	44.3% 【21.2ポイント】
⑦最終処分率	13.0%	10.6% 【▲2.4ポイント】	10.4% 【▲2.6ポイント】

注) 【 】内は、基準年度に対する増加または減少の割合を示しています。ただし、リサイクル率及び最終処分率については、基準年度との差を示しています。

◆ ごみ排出量の見込み (目標達成ケース)

目標達成ケース*のごみ排出量は、以下のとおりです。

※目標を達成するため、必要な施策や取組を実施した場合の予測です。



◆ 目標達成のための施策

本計画は、ごみの発生抑制から最終処分までを一体的に捉え、持続可能な循環型社会の構築を目指すため、5つの「計画」で施策を体系的に整理しています。

基本理念	基本目標	計画	施策
人と自然が響き合い、資源を大切に未来へつなぐまち	ごみの発生抑制と資源循環の推進	1 発生・排出抑制及び資源化計画	(1)排出抑制とグリーンライフの推進 (2)生ごみ・資源物の地域循環利用の促進 (3)剪定枝等の資源化の推進 (4)プラスチックごみ削減の推進 (5)燃やすごみの資源化・エネルギー回収の推進
	環境教育と協働による意識啓発の推進		(6)家庭系ごみの有料化と費用の見える化 (7)事業系ごみの費用負担の適正化 (8)市民・事業者への啓発と協働の推進 (9)環境教育の充実と次世代への意識定着 (10)事業者・行政におけるグリーン調達の推進
	安定的で効率的なごみ処理体制の確立	2 収集・運搬計画	(1)分別収集体制の拡充と効率化 (2)安全・効率的な収集運搬体制の確立 (3)高齢者・障がい者等への排出支援体制の整備
		3 中間処理計画	(1)既存施設の適正維持管理 (2)ごみ処理広域化の推進と連携体制の構築
		4 最終処分計画	(1)最終処分量の削減と資源循環の徹底 (2)最終処分場の安定確保と適正管理
		5 その他の計画	(1)災害廃棄物処理体制の整備 (2)感染症流行時の事業継続体制の確保 (3)不法投棄防止と監視体制の強化 (4)適正処理困難物への対応

上野原市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画【概要版】

発行：令和8年3月

編集：上野原市 生活環境課

〒409-0112 山梨県上野原市上野原 8334 番地（上野原市クリーンセンター内）

電話 0554-63-5353/FAX 0554-63-6250